(参考) 事業者間の協定書の例

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例1-1) (素材生産業者 ⇔ 木材利用事業者等)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 ○○○○(以下「甲」という。)と製材業者B製材株式会社 代表取締役社長 ○○○○(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
丸太(スギ、	1, 200	1,600	1,800	1,800	2,000	8, 400
ヒノキ)						

(事業の実施)

第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

引取場所	○○県○○町大字○○	A林業中間土場	(図面は別紙のとおり)

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、〇〇市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この協定の変更又は解除をすることができる。

2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 B製材株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

- ※注1 本参考例は、審査基準等通知(国有林野の管理経営に関する法律基づく樹木採取権の設定等に 係る森林管理局 長の処分に関する審査基準等の標準例について(令和2年3月30日元林国経第 165号林野庁長官通知))別紙第1の1(1)(カ)等を踏まえて作成しています。
- ※注2 本参考例は、樹木採取権の設定に係る要件に適合するための基本的かつ最低限の内容を例示したものです。実際に締結する協定書については、事業者の皆様の当事者間で必要な内容を検討し、作成していただく必要があります。

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例1-2) (素材生産業者 ⇔ 木材利用事業者等)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 ○○○○(以下「甲」という。)と合板業者B合板株式会社 代表取締役社長 ○○○○(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
丸太(スギ、	1, 200	1,600	1,800	1,800	2,000	8, 400
ヒノキ)						

(事業の実施)

第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

爿取場所	() () 目. (70町大字00	A林業中間土場	

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、〇〇市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込ます。

(変更等)

- 第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この 協定の変更又は解除をすることができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することが

できる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 B合板株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例1-3) (素材生産業者 ⇔ 木材利用事業者等)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)とチップ業者Bチップ株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
丸太・枝条 (スギ、ヒ ノキ)	1, 200	1,600	1,800	1,800	2,000	8, 400

(事業の実施)

第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

印制研记	○○県○○町大字○○		V 林菜中間十指	(図面は別紙のとおり)
7 1 1 1 1 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 11 11 1		- ロメロロルコ かけがひひょく より ワーナ

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込む。

(変更等)

- 第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この 協定の変更又は解除をすることができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することが

できる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 Bチップ株式会社 代表取締役社長 ○○○○

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例2-1) (木材利用事業者等 ⇔ 木材製品利用事業者等)

製材業者B製材株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)とA建設株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する木材製品の規格及び数量に関する計画を、次の木材製品取引計画のとおり 定める。

木材製品取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
2×4材	720	960	1,080	1,080	1, 200	5, 040

(事業の実施)

- 第3条 甲は乙に対し、前条の木材製品取引計画のとおり木材製品を供給する。
- 2 甲から木材製品の供給を受けた乙は、(例:国産材2×4住宅の建設など)新規の需要開拓の取組 を実施する。

(取引場所)

第4条 前条の木材製品の供給において、乙が甲から木材製品を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

引取場所 ○○県○○町大字○○ □□□ A建設株式会社○○工場

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る木材製品の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った木材製品の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り 込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この

協定の変更又は解除をすることができる。

2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の木材製品取引計画について甲、乙で協議して 定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間とし て、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 B製材株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 A建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例2-2) (木材利用事業者等 ⇔ 木材製品利用事業者等)

合板業者B合板株式会社代表取締役社長 ○○○○(以下「甲」という。)とAプレカット株式会社 代表取締役社長 ○○○○(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり 締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する木材製品の規格及び数量に関する計画を、次の木材製品取引計画のとおり 定める。

木材製品取引計画 (単位:m³)

 年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
LVL	720	960	1,080	1,080	1, 200	5, 040

(事業の実施)

- 第3条 甲は乙に対し、前条の木材製品取引計画のとおり木材製品を供給する。
- 2 甲から木材製品の供給を受けた乙は、(例:国産材2×4住宅の建設など)新規の需要開拓の取組 を実施する。

(取引場所)

第4条 前条の木材製品の供給において、乙が甲から木材製品を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

F	11 胚担配	\cap		丌大字○○	人プレカ い	卜株式会社〇	○土垣
-	引取場所	\cup	「炉しし」	リ八十〇〇	Aノレルツ	いかん云江し	○上場

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る木材製品の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った木材製品の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り 込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この

協定の変更又は解除をすることができる。

2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の木材製品取引計画について甲、乙で協議して 定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間とし て、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 B 合板株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 Aプレカット株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

本材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例3) (素材生産業者 ⇔ 卸売業者)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)と卸売業者 I 県森林 組合連合会会長 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり 締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計

(事業の実施)

- 第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。
- 2 甲から素材の供給を受けた乙は、当該素材を乙が別途締結する協定に基づき、素材の加工を行う事業者に供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

爿取場所	() () 目. (70町大字00	A林業中間土場	

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この

協定の変更又は解除をすることができる。

2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙 住所 I 県〇〇町〇〇

氏名 I 県森林組合連合会 会長 ○○○○